

令和2年度

東京湾環境情報センター環境調査データ解析及び
維持管理業務

特記仕様書

令和2年2月

国土交通省 関東地方整備局
横浜港湾空港技術調査事務所

1. 業務概要

本業務は、東京湾の水環境改善に資することを目的とし、当事務所が管理・運営する環境データベースシステム「東京湾環境情報センター (<http://www.tbeic.go.jp/>)」(以下「TBEIC」という。)にて公開している東京湾環境一斉調査及び管内環境調査結果のデータ整理・解析・登録、TBEICの維持管理を行うものである。なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行場所

横浜市神奈川区橋本町2-1-4

国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所

3. 履行期間

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京湾環境情報センター環境調査データ解析及び維持管理業務				
計画準備	計画準備	式	1	計画準備
協議・報告	事前協議	回	1	事前協議
	中間報告	回	1	中間報告
	最終報告	回	1	最終報告
環境調査データの分類・整理、解析、登録	環境調査データの分類・整理	項目	1	結果の整理
	環境調査データの解析	項目	1	結果の検討
	環境調査データを用いた資料作成	項目	2	資料の作成
	環境調査データの登録	項目	1	テストラン
TBEIC運用保守	システム運用保守	式	1	結果の整理
	サーバー運用保守	式	1	
	保守結果の整理	項目	1	
業務完成図書	業務完成図書作成	式	1	公開用成果品の作成含む

5. 支給材料及び貸与物件(提供資料)

5-1 支給材料

なし

5-2 貸与物品

なし

5-3 提供資料(予定)

平成31年度 東京湾環境情報センター改良業務 報告書 一式

平成31年度 東京湾環境情報センター環境調査データ解析及び維持管理業務 報告書 一式

6. 業務仕様

6-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 一般事項

(1) システム構成等

運用中の東京湾環境情報センターの構成等は以下のとおりである。

- 1) WEB・DBサーバー、ファイアウォール、スイッチングハブ、NAS、UPS、ノートパソコン
(設置場所:2. 履行場所)
- 2) ネットワーク構成図やサーバー機器やソフトウェア等の攻撃者に利する情報については、別途提供する。

(2) データ仕様

TBEICのデータ仕様は以下のとおりである。

- 1) 実データ
 - ・ 沿岸域環境情報標準(Coastal and estuarine Markup Language:CML)
- 2) メタデータ
 - ・ 環境情報メタデータプロファイル(Oceanographic Observation Metadata Profile:OOMP)

(3) 受注者は「別紙1」に示すセキュリティに関する事項並びに関係法令を遵守し、本業務を履行するものとする。

6-3 計画準備

本業務を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、システムの現状を理解した上で、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成する。

6-4 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、事前協議、中間報告1回、最終報告の計3回行うものとする。

なお、事前協議の際、システム保守及びサーバー保守の項目について、協議を行うものとする。

6-5 環境調査データの分類・整理、解析、登録

(1) 環境調査データの分類・整理

TBEICへのデータ登録及び東京湾の現況把握のためのコンター図作成に向け、当局から提供する東京湾環境一斉調査データや管内環境調査データの分類・整理を行うものとする。データについては、入力ミスチェック、異常値の除去等の分類を行った上でXML形式に整理するものとする。

(2) 環境調査データの解析

上記(1)において分類・整理した東京湾環境一斉調査データから、東京湾の現況把握のため、コンター図を作成(海域:水温、塩分、COD、DO、透明度 陸域:水温、COD、DO)の上、解析するものとする。

(3) 環境調査データを用いた資料作成

上記(1)において関係機関との調整に必要となる東京湾環境一斉調査データ(一次データ)を用いた速報版を作成するものとする。その後、参加機関すべての東京湾環境一斉調査データ及びワークショップ等の意見を反映させた完成版を作成するものとする。東京湾環境一斉調査のデータ提供時期、速報版及び完成版の作成時期・内容については調査職員と協議の上決定す

(4) 環境調査データの登録

上記(1)において、分類・整理された各データについて、東京湾環境情報センターへの登録を行うものとする。登録時にエラーが発生した場合には、エラー内容に応じて正しいデータに補正するものとする。なお、補正方法の詳細については調査職員と協議するものとする。

6-6 TBEIC運用保守

(1) システム運用保守

以下に示すシステムを確実に運用するために、システムの保守管理及びネットワーク接続等の管理を行うものとする。詳細については調査職員と協議するものとする。

保守費用について、システム運用技術者による実施を9.0日・人想定している。

なお、実施について増減が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

実施対象システム	単位	数量	摘要
TBEIC	式	1	
東京湾海況情報表示・ゴミ回収支援システム	式	1	

なお、以下についても運用保守対象として実施するものとする。

実施内容	内訳	数量	摘要
ソフトウェア保守及び更新	Webサーバー更新監視ツール	1 台	
	ファイアウォール(ハードウェア・ソフトウェア)	1 台	
	スイッチングハブ(ハードウェア・ソフトウェア)	1 台	
ライセンスの更新	UTM統合ライセンス	1 個	
	WAF	1 個	
	ウイルス対策ソフト(サーバー用)	5 個	HOST、仮想WEB、仮想DB、仮想WAF、NAS
	ウイルス対策ソフト(管理PC用)	1 個	

※管理PC用のウイルス対策ソフトは当局で準備する。

※更新料は1年間分とする。

(2) サーバー運用保守

TBEICのサーバーシステムが機密性・完全性・可用性を高め、且つ安定的に利用できるようサーバー機器の運用保守を行うものとする。対象機器等は下表に示すとおりとし、詳細については調査職員と協議するものとする。

保守費用について、システム運用技術者による実施を10.0日・人想定している。

なお、実施について増減が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

場所	名称	数量	用途
横浜港湾空港技術 調査事務所	物理サーバー	1 台	HOSTサーバー
	仮想サーバー		WEBサーバー
	仮想サーバー		DBサーバー
	ファイアウォール	1 台	
	UTM統合ライセンス ファイアウォール用	1 個	
	スイッチングハブ	1 台	
	NAS	1 台	
	UPS	1 台	
	ノートパソコン	1 台	管理用

(3) 保守結果の整理

上記(1)(2)の保守結果について内容をとりまとめの上整理するものとする。

(4) セキュリティ及び不測の状況に係る保守

6-6(1)、(2)における不測の状況(不正アクセス、緊急アップデート、システムや機器動作不良等)が発生した場合は、調査職員と協議のうえ速やかに対応し、保守作業後、調査職員へ報告するものとする。対応に伴う業務料の変更は履行期間の末日までに行うものとする。

7. 成果物

7-1 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

7-2 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

(1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果(以下「業務完成図書」という。)を「土木設計業務等の電子納品要領」(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子等納品運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子等納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。

(2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

(3) 「紙」による報告書は、製本2部とする。なお、報告書製本の体裁は黒表紙金文字製本A4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。なお、成果品の内容及び体裁等の詳細について変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施する。

(4) 本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

(5) 業務完成図書の提出先は、以下のとおりとする。

国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所
〒221-0053 横浜市神奈川区橋本町2-1-4

8. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

9. その他

(1) 業務仕様に変更が生じた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

(2) 「TBEIC」及び「東京湾海況情報表示・ゴミ回収支援システム」に障害が発生した場合、速やかに調査職員へ報告し指示に従うものとする。

(3) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

- 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更または予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) 技術提案書に基づく業務料の変更は行わないものとする。
- (4) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、受発注者双方の確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者。
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることが写真等で確認できる者。
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。
- (5) 公開用成果品の作成
本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめることとする。
- (6) 打合せ等に係る旅費
打合せ等に係る旅費については未計上としている。契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。
- (7) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以上

セキュリティについて

第1条 機密保持の厳守

受注者は業務上知り得た機密情報を、業務遂行のため知る必要のある自社職員、契約者、再委託者および発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社職員、契約者、再委託者に機密保持を遵守させるものとする。

第2条 ポリシーの遵守

受注者は、発注者の「国土交通省情報セキュリティポリシー」、「港湾WAN情報セキュリティポリシー実施手順書」並びに自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。なお、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

第3条 閲覧資料等の取り扱い

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシーに関する資料を閲覧する場合は、予め調査職員の承諾を得るものとする。なお、閲覧場所は発注者庁舎内の指定された場所とする。

第4条 業務文書の取り交わし

業務文書の取り交わしについては、原則として調査職員に直接手渡すものとし、それによりがたい場合は以下のとおりとする。

- ①情報セキュリティに係る文書を電子メールで送信、或いは電子媒体で移送する場合は、暗号化又はパスワードを付す等必要なセキュリティ対策を施すものとする。
- ②電子メールで取り交わしを行う文書のパスワードは、電子メール以外の方法で伝達するものとする。

第5条 システム監査

本業務の遂行上での情報セキュリティ対策について、発注者がシステム監査を行う場合には、受注者はこれにおおじなければならない。

第6条 再委託

- ①受注者は、業務に際し、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、調査職員に再委託を行う旨を報告するとともに、再委託の内容、再委託先、業務実施技術者名、経歴、資格等を記載した書面を提出するものとする。
- ②再委託先との契約内容に、発注者の情報セキュリティポリシーの遵守を義務付けるとともに、受注者の社内規定及び情報セキュリティポリシー、再委託先の社内規定及び情報セキュリティポリシーを遵守する内容を盛り込み契約するものとする。

第7条 損害賠償責任

受注者の責により、コンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用を持って原状回復を行うこと。なお、損害賠償の範囲については調査職員と協議して定めるものとする。